

(3) 自動車整備士技能検定等にかかる適正な実務経験の証明について

自動車整備士技能検定において、自動車整備事業場で受験資格を満足する実務経験があるかのごとく虚偽申請を行い、検定試験に合格した者がいることが発覚し、検定合格を無効とする事例が発生しています。

また、自動車整備事業者の関わり合いを調査したところ、虚偽申請に関係していたことが判明しました。

自動車整備事業者によるかかる行為は、自動車整備士技能検定の厳正かつ公平な実施を阻害する行為であるとともに、自動車整備事業者の信頼を失墜させる行為であり、二度とこのようなことが行われないう、下記の規定を参考にして自動車整備士技能検定申請書には、事実を記載していただくようお願いをします。

特に、実務経験等の記載内容が正しくないことが判った場合は、受験者の検定合格の無効などの処分を受ける（合格を無効とされた場合、最大3年の受験停止となります。）ことがありますので、注意してください。

実務経験に関する規定

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について（自整第46号の2 平成12年 3月28日）（抜粋）

1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業

検定規則第2条中の二級ガソリン自動車整備士から三級二輪自動車整備士までに掲げる自動車整備士の実務経験として認められる自動車の整備作業とは、次の（1）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（2）ア. 各号に掲げる分解、点検、調整等の整備作業をいう。

検定規則第2条中の自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士の実務経験として認められる自動車の装置の整備作業とは、次の（1）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（2）イ. 中の該当する号において示すそれぞれの分解、点検、調整等の整備作業をいう。

ただし、これらの場合において、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等臨時で勤務しているような作業経験は実務経験とは認められない。

(1) 事業場又は業務

ア. 道路運送車両法第78条の自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場

イ. 道路運送車両法第94条の優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場

ウ. 「自動車の定期点検整備促進対策に使用するステッカーに対する運輸省名義の使用に

ついて（昭和48年8月17日付自整第176号・自公第40号）中の定期点検整備促進対策要綱5.（2）に規定する特定給油所（特定給油所とは、自家用乗用自動車の、4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備（分解整備を除く。）を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所をいう。）

エ. 上記ア. 又はイ. に掲げる事業場以外の自動車タイヤ整備作業工場、自動車電気装置整備作業工場及び自動車車体整備作業工場並びに自動車整備用機械器具を備え付けた整備作業場を有するガソリン、自動車部品、自動車用品等の販売事業者の事業場

オ. （社）日本自動車連盟（JAF）の路上故障自動車救援業務

カ. 上記各号に掲げるものと同等の整備作業を行い得るその他の事業場又は業務

（2）分解、点検、調整等の整備作業

ア. 自動車の整備作業

①道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る整備作業

②キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業

③自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業

④自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業

⑤上記各号に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業

イ. 自動車の装置の整備作業

①自動車タイヤ整備士にあつては、ホイール・アライメント又はホイール・バランスの点検、調整等のタイヤに係る整備作業

②自動車電気装置整備士にあつては、充電装置、始動装置、点火装置又は各種電子制御装置の点検、調整等の電気装置に係る整備作業

③自動車車体整備士にあつては、フレーム又はボディーの点検、修正、改造等の車体に係る整備作業